

○周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱

令和4年3月24日要綱第31号

改正

令和4年10月21日要綱第117号

令和5年10月2日要綱第88号

令和8年3月30日要綱第45号

周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、周南市犯罪被害者等支援条例（令和4年周南市条例第7号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給及び助成金の交付に関し周南市補助金等交付規則（平成15年4月周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- （2）犯罪被害 犯罪行為（被害届が警察に受理されているもの又は被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたものに限る。）による被害をいう。
- （3）犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- （4）犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- （5）重傷病 次に掲げるものをいう。
 - ア 療養に1月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上入院することを要すると医師に診断された負傷又は疾病
 - イ 犯罪被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が1月以上、かつ、通算3日以上労務に服することができない程度と医師に診断されたもの（アに掲げるものを除く。）
- （6）性犯罪 刑法第177条、第179条第2項及び第241条の罪（未遂罪を除く。）をいう。
- （7）放火 刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項に規定する犯罪をいう。
- （8）市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの者であって、本市の住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住しているものをいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- （9）遺族 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族をいう。
- （10）家族 次のいずれかに該当するもの（遺族を除く。）をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族

（遺族の範囲）

第3条 見舞金の支給又は助成金の交付を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）犯罪被害者の配偶者
 - （2）犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - （3）前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した時に胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 見舞金の支給又は助成金の交付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1順位遺族（前項の規定により第1番目の順位となる遺族をいう。以下同じ。）が2人以上あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を見舞金又は助成金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、市長が当該代表者に対してした見舞金の支給又は助成金の交付は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

5 前項に規定する協議が整わない場合は、当該各遺族が見舞金又は助成金の額を当該人数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ申請し、及び受領することができる。

(見舞金の種類等)

第4条 市長は、犯罪被害者又は遺族に対し見舞金を支給するものとし、見舞金の種類、額及び対象者は、別表第1に定めるとおりとする。

2 重傷病見舞金、精神療養見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金から既に支給した当該見舞金の額を控除した額を支給する。

3 複数の見舞金の対象となる場合は、見舞金の額が一番高い区分の見舞金を支給し、重複して支給しない。

(助成金の種類等)

第5条 市長は、犯罪被害者等に対し助成金を交付するものとし、助成金の種類、内容、額、対象者等は、別表第2に定めるとおりとする。

(支給又は交付の申請)

第6条 第4条第1項に規定する見舞金の支給又は前条に規定する助成金の交付を受けようとする犯罪被害者等(以下「申請者」という。)は、周南市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書(別記様式第1号)又は周南市犯罪被害者等助成金交付申請書兼請求書(別記様式第2号)に犯罪被害に関する申立書(別記様式第3号)を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、見舞金にあつては別表第1に掲げる書類を、助成金にあつては次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証する書類

(2) 申請者が犯罪被害時及び申請時に市民であることを証する書類

(3) 犯罪被害者の家族が犯罪被害時から申請時まで継続して同居していることを証する書類

(4) 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)、その他証明書

(5) 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(6) 犯罪被害者が負った被害が、重傷病に該当することを証明することができる医師又は歯科医師の診断書

(7) 支払費用を証する領収書、契約書その他の支払い費用の内容を証する書類

(8) 放火の被害者であり、かつ、住居が滅失し、又は著しく損壊したときは、り災証明書

(9) 申請者が刑事裁判に被害者参加人として参加したときは、裁判所からの許可書類

(10) その他市長が必要と認める書類

3 重傷病見舞金、精神療養見舞金又は性犯罪被害見舞金においては、犯罪被害者が、当該犯罪被害による負傷、疾病等により申請が困難と認められる場合は、その家族が代理として申請し、支給を受けることができる。この場合において、当該家族は、家族であることを証し、又は確認できる書類を添えて申請しなければならない。

4 申請者が未成年者の場合は、当該申請を行うべき者の法定代理人がこれを行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明する書類を提示しなければならない。

5 見舞金及び助成金の申請は、1事件につき、それぞれ1回限り行うことができる。

(支給又は交付の制限)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金の支給又は助成金の交付を行わない。

(1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体の同様の制度により当該見舞金又は助成金と同種の支給等を受けているとき。

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為を行ったとき、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員(周南市暴力団排除条例(平成23年周南市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき又は暴力団(周南市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であつたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等である市民が当該犯罪等の行為を容認していたことや犯罪被害者等と加害者の関係その他の事情から判断して、見舞金の支給又は助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給又は交付申請の期限)

第8条 第6条の規定による申請は、犯罪被害を受けた日から2年を経過したときは、これをすることができない。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により犯罪被害を受けた日から2年を経過する前に当該申請をすることができなかったときは、この限りでない。

(支給又は交付の決定等)

第9条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給又は助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給又は助成金の交付を決定したときは、周南市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(別記様式第4号)又は周南市犯罪被害者等助成金交付決定通知書(別記様式第5号)により、却下したときは周南市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書(別記様式第6号)又は周南市犯罪被害者等助成金交付申請却下通知書(別記様式第7号)により申請者に通知の上、見舞金の支給又は助成金の交付を決定した者に対し、速やかに見舞金を支給又は助成金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の際に必要なときは、申請者その他関係人に対して、必要な事項を報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(届出)

第10条 申請者は、次の各号いずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第7条各号のいずれかの場合に該当するに至ったとき。

(2) 加害者又はその関係者から当該助成金に係る損害賠償を受けたとき。

(支給又は交付の決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号いずれかに該当した場合は、支給又は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。

(2) 申請者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給又は助成金の交付を受けたとき。

(3) 申請者が前条の規定による届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により支給又は交付の決定の取消しを行った場合は、周南市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（別記様式第8号）又は周南市犯罪被害者等助成金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（見舞金又は助成金の返還）

第12条 前条の規定により支給又は交付の決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給又は助成金が交付されているときは、市長は、当該見舞金又は助成金を返還させるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日要綱第117号）

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附 則（令和5年10月2日要綱第88号）

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則（令和8年3月30日要綱第45号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第4条、第6条関係）

見舞金の種類	見舞金の額 (1事件につき)	対象者	添付書類
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の第1順位遺族	(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証する書類 (2) 犯罪被害者が当該犯罪被害時に市民であったことを証する書類 (3) 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)その他証明書 (4) 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) その他市長が必要と認める書類
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により第2条第5号アに規定する重傷病を負った犯罪被害者であって、当該被害を受けた時に市民であったもの	(1) 犯罪被害者が負った被害が、重傷病に該当することを証明する医師又は歯科医師の診断書その他の書類 (2) 犯罪被害者が当該犯罪被害時に市民であったことを証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類
精神療養見舞金	5万円	犯罪行為により第2条第5号イに規定する重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害を受けた時に市民であったもの	
性犯罪被害見舞金	10万円	性犯罪の被害を受けた時に市民であったもの	(1) 犯罪被害者が当該犯罪被害時に市民であったことを証する書類 (2) その他市長が必要と認める書類

別表第2(第5条関係)

助成金の種類	助成の内容	助成金の額等(1事件につき)	対象者
生活サポート費の助成	日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者等が次に掲げるサービスを利用する場合の費用の助成 (1) 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助 (2) 外出援助 通院等の付添い及び外出時の見守り (3) 育児及び介護援助 保育、保育園、幼稚園等の送迎、介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる育児及び介護援助	上限3,000円/時間 (上限30時間)	当該犯罪被害時及び申請時において市民であって、次のいずれかに該当する者 (1) 犯罪被害者と当該犯罪被害時に同居していた遺族 (2) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者及び当該犯罪被害時から申請時まで継続して同居している家族 (3) 性犯罪の被害者及び当該犯罪被害時から申請時まで継続して同居している家族
一時配食費の助成	犯罪被害を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、一時配食サービス(配食サービスを業とする事業者により実施されるものに限る。)を利用する場合の費用の助成	上限1人1回1,000円/日 (犯罪被害を受けた日から30日以内)	同上
一時保育費の助成	犯罪被害を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合の費用の助成	上限2,000円/日 (上限10日)	申請時において市民であって、当該犯罪被害者等の就学前の子を監護する者
一時居住費の助成	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等(当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来たすおそれや二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限る。)が、一時居住のため施設等を利用する場合における次に掲げる費用の助成 (1) ホテル又は旅館の宿泊料(サービス料を含み、飲食費を除く。) (2) 建物賃貸借に係る賃料(光熱水費、管理費、退去時の清掃に要する経費、備品等のレンタルに要する経費等を含むものとし、敷金、礼金、保証金等を除く。)	上限20万円 (宿泊の場合 1人1夜につき 上限1万円)	当該犯罪被害時及び申請時において市民であって、次のいずれかに該当する者 (1) 犯罪被害者と当該犯罪被害時に同居していた遺族 (2) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者及び当該犯罪被害時から申請時まで継続して同居している家族 (3) 性犯罪の被害者及び当該犯罪被害時から申請時まで継続して同居している家族 (4) 放火の被害者及び当該犯罪被害時から申請時まで継続して同居している家族
法律相談費の助成	犯罪被害を受けたことにより法律問題の解決に向け弁護士に法律相談する必要が生じた犯罪被害者等が、弁護士に法律相談をする場合の費用の助成	上限1万5,000円/回 (上限3回)	次のいずれかに該当する者 (1) 遺族である市民 (2) 当該犯罪被害時及び申請時において市民であって、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又は申請時において市民である家族 (3) 当該犯罪被害時及び申請時において市民である性犯罪の被害者又は申請

			時において市民である家族
弁護士費用の助成	犯罪被害を受けたことにより、刑事裁判において被害者参加制度を利用して被告人質問等を行う犯罪被害者等が、当該裁判に参加することに関し弁護士へ委託する場合の費用であって、次に掲げる要件を満たしているものの助成 (1) 対象者が、当該裁判に関し日本司法支援センターの支援を受けていないこと。 (2) 対象者が、当該裁判に被害者参加人として参加することについて弁護士と委託契約を締結していること。	(1) 裁判員裁判 上限20万円 (2) (1)以外の裁判 上限10万円	同上